

I 補助内容

○補助対象者

(1) FM 認証

福島県内に所在する森林の所有者及び管理者で、事業実施年度の4月1日以降に、FM認証を取得した者及びFM認証を継続した者とする。また、複数の所有者及び管理者で、グループでの認証を取得（以下「グループ認証」という。）した者も補助対象者になり得る。

(2) CoC 認証

福島県内に所在する木材生産事業者、流通事業者及び製材・加工事業者で、県内の認証森林から生産された原木を加工・流通させるため、事業実施年度の4月1日以降にCoC認証を取得した者及びCoC認証を継続した者とする。また、複数の事業者で、グループ認証した者も補助対象者になり得る。

※ (1)、(2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社は事業実施主体から除外する。

○補助対象

森林認証制度におけるFM認証及びCoC認証

補助対象とする森林認証制度
FSC (Forest Stewardship Council : 森林管理協議会)
PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes : PEFC 協議会)
SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council : 緑の循環認証会議)

○補助対象経費及び補助率

事業区分		補助対象経費	補助率
(1) FM 認証	取得 (初回審査)	ア コンサルタント機関に支払った初回審査用の申請書作成に係る コンサルタント契約料 イ 認証機関に支払った初回審査料及び年間公示料	ア 1/2 以内(補助金 上限 500 千円) イ 1/2 以内(補助金 上限 650 千円)
	定期審査 更新審査	定期審査料、更新審査料、年間公示料	1/2 以内(補助金上限 650 千円)
(2) CoC 認証	取得 (初回審査) 定期審査 更新審査	初回審査料、定期審査料、更新審査料、年間公示料	1/2 以内(補助金上限 100 千円)

○募集期間

令和5年9月13日（水）から令和6年2月29日（木）

II 補助金交付の流れ

交付申請にあたっては、次の書類を提出下さい。

- ・ 補助金交付申請書（様式1）
 《添付書類》
- ・ 認証を取得したことを証明する証書の写し
- ・ 補助対象経費の内訳書及び領収書の写し
- ・ 口座振替申出書（参考様式1）
- ・ 預金通帳の写し（本支店名等必要事項が確認できる部分）
※様式1及び参考様式1について、押印は不要となります。

III 注意事項

○補助金の交付に当たり、申請者へ次の条件を付すものとする。

- (1) 当該補助事業を受けてFM認証又はCoC認証を取得した申請者は、原則として3年間以上認証を継続するものとする。
- (2) 申請者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業年度の翌年から5年間保管しなければならない。
- (3) 上記に違反した場合や虚偽の申請等により補助金を得た場合は、補助金の交付を取り消すか返還を求める場合がある。
- (4) 補助事業者は必要に応じて現地調査が実施できるものとし、この場合において、申請者は当該現地調査に協力しなければならない。

○補助該当要件を確認の上、先着順で受け付けます。

○交付申請された額が予算に達した場合は、申請期間にかかわらず受け付けを終了します。

○様式等は当会ホームページ（<http://www.fukumoriren.org/>）から入手できます。

IV 提出・問合せ先

〒960-8043 福島県福島市中町5番18号 福島県森林組合連合会

TEL：024-523-0255 / FAX：024-523-0259

E-mail：k-suzuki@fukumoriren.org